○国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 540 号・保発 0414 第 16 号個人情報保護 委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
ト 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方	I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方
3. 本ガイダンスの対象となる事業者	3. 本ガイダンスの対象となる事業者
本ガイダンスが対象としている事業者は、国民健康保険組合である。	本ガイダンスが対象としている事業者は、国民健康保険組合である。
なお、レセプトの入力・点検業務、 <u>資格確認書</u> の作成、人間ドック等	なお、レセプトの入力・点検業務、 <u>被保険者証</u> の作成、人間ドック等
の健診、保健指導など、国保組合から委託を受けた業務を遂行する事業	の健診、保健指導など、国保組合から委託を受けた業務を遂行する事業
者においては、本ガイダンスの 5. に沿って適切な安全管理措置を講	者においては、本ガイダンスのⅢ5.に沿って適切な安全管理措置を講
ずることが求められるとともに、(以下略)	ずることが求められるとともに、(以下略)
なお、国保組合は、個人情報を提供してサービスを受ける被保険者等	なお、国保組合は、個人情報を提供してサービスを受ける被保険者等
から、適切かつ円滑な保険給付及び保健事業(以下「保険給付等」とい	から、適切かつ円滑な保険給付及び保健事業(以下「保険給付等」とい
う。) の実施が期待されており、その実施のために最善の努力を行う必要	う。)の実施が期待されており、その実施のために最善の努力を行う必要
があることに鑑み、本ガイダンスの遵守を求めるものである。	があることに鑑み、本ガイダンスの遵守を求めるものである。
Ⅱ 用語の定義	Ⅱ 用語の定義
2. 個人識別符号(法第2条第2項)	2. 個人識別符号(法第2条第2項)
(定義)	(定義)
法第二条	法第二条
[略]	[同左]
令第一条 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条	令第一条 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第二条
第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げ	第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げ

るものとする。

-~二 (略)

- 三 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第百十一条の二 第一項に規定する被保険者記号・番号等
- <u>四</u> 国民年金法(昭和34年法律第141号)第十四条に規定する 基礎年金番号

五~六 (略)

- 七 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等
- 八 介護保険法(平成9年法律第123号)第十二条第三項の被保 険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載 された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他 の符号
- 九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号)第二条第五項に規定する 個人番号
- 十 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定 める文字、番号、記号その他の符号
- 規則第三条 <u>令第一条第八号</u>の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>同号に規定する被保険者証の番号</u>及び保険者番号とする。

るものとする。

-~二(略)

三 国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第十四条に規定する 基礎年金番号

四~五(略)

- 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(平成25年法律第27号)第二条第五項に規定する 個人番号
- 七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
 - <u>イ</u> 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第九条第二項 の被保険者証
 - <u>ロ</u> 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号) 第五十四条第三項の被保険者証
 - 介護保険法(平成9年法律第123号)第十二条第三項の被 保険者証
- 八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定 める文字、番号、記号その他の符号
- 規則第三条 <u>令第一条第七号</u>の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、<u>次の各号に掲げる証明書ごとに、</u> それぞれ当該各号に定めるものとする。

	 一 令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法(昭和33 年法律第192号)第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号 二 令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号 三 令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号
規則第四条 令第一条第十号の個人情報保護委員会規則で定める文	規則第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文
字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。	字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
一 健康保険法(大正11年法律第70号)第三条第十一項に規定	──健康保険法(大正11年法律第70号)第三条第十一項に規定 ──
する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番	する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番
号	号
二~九(略)	二~九(略)
Ⅲ 国保組合の義務等	Ⅲ 国保組合の義務等
5. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督(法第23条~第2	5. 安全管理措置、従業者の監督及び委託先の監督(法第23条~第2
5条)	5条)
[略]	[同左]
(1)国保組合が講ずるべき安全管理措置等	(1)国保組合が講ずるべき安全管理措置等
[略]	[同左]
(2) 安全管理措置として考えられる事項	(2)安全管理措置として考えられる事項
[略]	[同左]
(3)業務を委託する場合の取扱い	(3)業務を委託する場合の取扱い

①委託先の監督

国保組合は、レセプトの入力・点検業務、<u>資格確認書</u>の作成、人間ドック等の健診、保健指導等個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第23条に基づく安全管理措置を遵守させるよう受託者に対し、必要かつ適切な監督をしなければならない。

「必要かつ適切な監督」には、委託契約において委託者である事業 者が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み受託者の義務とする ほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなども 含まれる。

また、業務が再委託された場合で、再委託先が不適切な取扱いを行ったことにより、問題が生じた場合は、国保組合や再委託した事業者が責めを負うこともあり得る。

②·③ [略]

(4) [略]

IV ガイダンスの見直し等

別表2 国保組合の通常業務で想定される主な利用目的

- 1. [略]
- 2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

[国保組合の内部での利用に係る事例]

- ・被保険者資格の確認・保険料の徴収
- ・組合員の世帯に属する者(家族)の認定
- ・資格確認書の発行

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

・被保険者の資格等のデータ処理の外部委託

①委託先の監督

国保組合は、レセプトの入力・点検業務、<u>被保険者証</u>の作成、人間ドック等の健診、保健指導等個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、法第23条に基づく安全管理措置を遵守させるよう受託者に対し、必要かつ適切な監督をしなければならない。

「必要かつ適切な監督」には、委託契約において委託者である事業者が定める安全管理措置の内容を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認することなども含まれる。

また、業務が再委託された場合で、再委託先が不適切な取扱いを行ったことにより、問題が生じた場合は、国保組合や再委託した事業者が責めを負うこともあり得る。

- ②·③ [同左]
- (4) [同左]

Ⅳ ガイダンスの見直し等

別表 2 国保組合の通常業務で想定される主な利用目的

- 1. [略]
- 2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

[国保組合の内部での利用に係る事例]

- ・被保険者資格の確認・保険料の徴収
- ・組合員の世帯に属する者(家族)の認定
- ・被保険者証の発行

〔他の事業者等への情報提供を伴う事例〕

・被保険者の資格等のデータ処理の外部委託